

答申第239号（諮問第252号）

「高崎高等学校において、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間に、労働安全衛生法に基づいて、産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」外1件の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

群馬県教育委員会教育長が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）に対し、令和3年12月7日付けで、「前橋高等学校及び高崎高等学校において、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間に、労働安全衛生法に基づいて、産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書について存在しないことを確認し、高崎高等学校（以下「高崎高校」という。）が所管する公文書について令和3年12月17日付け公文書不存在決定（以下「本件処分1」という。）を行い、前橋高等学校（以下「前橋高校」という。）が所管する公文書について同年12月20日付け公文書不存在決定（以下「本件処分2」という。以下本件処分1及び本件処分2を併せて「本件各処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（本件処分1における不存在の理由）

当該期間中は、新型コロナウイルス感染症が拡大しており、感染防止の観点から巡視を見合わせたため、状況及び結果が分かる資料が存在しないため。

（本件処分2における不存在の理由）

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間に、産業医による作業場等の巡視は実施されておらず、当該請求に係る文書は保有（作成）していないため。

なお、今年度は、令和4年2月2日（水）学校安全委員会終了後に実施する予定である。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件各処分を不服として令和3年12月25日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和4年3月7日付

けで弁明書を作成し、その副本を審査請求人に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和4年8月29日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

第3 争点

本件請求に係る公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「産業医による作業場等の巡視は実施されておらず、当該請求に係る文書は保有していない」とする理由は不合理であり、本件各処分を取り消しを求める。

2 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね以下のとおりである。

(1) 労働安全衛生法の適用について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第2項及び第3項において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に係る適用除外の条項が列挙されているが、今回の請求に係る労働安全衛生法第13条は適用除外となっていない。

(2) 産業医の設置義務について

前橋高校及び高崎高校は、常時使用する労働者数が50人を上回るものと予想している。このことから、労働安全衛生法の産業医の巡視の実施の措置義務を事業者たる群馬県教育委員会が負う。常時使用する労働者数が50人を上回る高等学校について、産業医の作業場等の巡視が行われていないことは不合理である。

(3) 産業医の巡視の回数について

労働安全衛生法第13条第1項により、「事業者は、（中略）医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」とされている。労働安全衛生規則（昭和47年号外労働省令第32号）で定められた定期的な産業医の作業場等の巡視を実施する措置義務は群馬県教育委員会に課されている。労働安全衛生規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「毎月1回以上（中略）少なくとも2月に1回」とされている。令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間に満6月が経過しているので、少なくとも

も2月に1回の頻度で履行されているならば、3件以上の巡視の状況又は結果にかかわる資料があるべきである。

(4) 費用の支出の資料について

通常、産業医は外部の医師であるから群馬県教育委員会が費用を支出して巡視を委ねるものである。「作業場等の巡視の状況」に関し、産業医の交通費や報酬の支払いのための資料として巡視の実施日が分かる資料はあるべきである。

(5) 巡視の記録について

産業医が作業場の巡視を行うにあたり、産業医学振興財団の産業医巡視記録のような資料を作成すべきである。産業医や事業者が法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の1つとなる重要な資料であるから、巡視の記録を産業医又は巡視に同行した職員が作成していると考えるのが合理的である。

(6) コロナ禍にあっても巡視が必要な理由について

労働安全衛生法において、産業医は数多くの職務を遂行する立場にあるが、例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がある中で、労働安全衛生規則第14条第1項第6号の「労働者の健康管理に関すること」に関する事項を行わせなければならないとされている。産業医の巡視を実施することで、教職員の事業場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効であるほか、令和3年6月以降では、夏季の熱中症対策について教職員への指導に関し、産業医の「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識」からもたらされる指導は必要不可欠である。このことから、産業医による作業場等の巡視は、事業場における感染症の予防及び感染症拡大防止のために行うのであり、作業場等の巡視がコロナの感染を拡大させるとの主張は失当である。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

1 弁明書における主張要旨

(1) 公文書の特定について

両校とも、実施機関が定めた産業医設置要綱により、産業医が巡視を行った際に作成することが定められている「産業医職務記録簿」を特定した。高崎高校においては、それに加え「職場巡視報告書」も特定した。

(2) 公文書の存在しない理由について

開示請求に係る令和3年4月1日から9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、群馬県において、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発令されており、感染防止の観点から年度当初に行っている生徒の健

康診断を10月まで延期せざるを得ない状況であった。通常、健康診断実施時に合わせて行っている産業医の巡視も実施することができなかった。

よって、産業医設置要綱に規定されている「産業医職務記録簿」は作成していない。

なお、その間の教職員の健康管理については、管理職員による自己申告書の当初面談時における健康状態の聴取を元に、必要に応じて養護教諭からアドバイスを行ったり、学校人事課が行っている「在校時等時間記録」の集約により長時間勤務者に対しては産業医との面談を促しており、教職員が健康を損なわない対応を講じていた。

2 口頭説明における主張要旨

弁明書における主張に加え、次の説明を行った。

(1) 産業医の巡視の必要性に関する認識について

ア 前橋高校には約60名の教員がおり、少なくとも年6回は産業医による巡視を行わなければならないという認識があった。

イ 高崎高校には約70名の教員がおり、年12回か少なくとも年6回は産業医による巡視を行わなければならないという認識があった。

(2) 令和2年度以前の実施状況

ア 前橋高校では、平成30年度から令和2年度までは年に1回の巡視を実施していた。巡視の記録については産業医設置要綱で定めている書式で作成している。

イ 高崎高校では、令和2年度までは最多で年に4回の巡視を実施していた。これは法令の定めより少ない回数ではあるが、産業医と相談しての運用である。巡視の記録については産業医設置要綱で定めている書式で作成し、他の記録が作成される場合もあった。

ウ 福利課は、巡視の回数について報告を受けていたが、回数が少ない場合でも指導は行っていなかった。巡視を定められた回数で行えない原因としては、予算の制約や産業医の資格を持つ医師が少なくなっている現状がある。

(3) 令和3年度の実施状況

ア 前橋高校では、感染防止の観点から通常年度当初に行っている生徒の健康診断を2月に延期し、産業医の面談も同じく延期し、実施した。

イ 高崎高校では、感染防止の観点から通常年度当初に行っている生徒の健康診断を2月に延期し、産業医の面談も同じく延期し、実施した。毎日コロナ感染疑いの生徒がいる状況であり、また、産業医に感染させるおそれや、産業医から感染してしまうリスクもあった。

ウ 通常より、巡視を半年間延期したが、この間、産業医との面談を希望する

者はいなかった。

(4) 令和4年度における実施状況

ア 福利課は本件請求があったことを踏まえ、4月の校長会の際に令和4年度においては産業医の巡視を最低4回以上実施するよう求めた。

イ 前橋高校では4回の巡視を実施した。

ウ 高崎高校では7回の巡視を実施した。

第6 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「前橋高等学校及び高崎高等学校において、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間に、労働安全衛生法に基づいて、産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」である。実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定した上で、作成していないため不存在であるとして本件各処分を行った。これに対し請求人は、本件各処分を取り消し、公文書を開示することを求めている。

そこで、審査会において当事者の全ての主張内容を吟味した結果を踏まえ、以下、本件各処分の妥当性について検討する。

2 本件公文書の存否について

(1) 実施機関は、本件公文書を作成していない理由として、請求に係る令和3年4月1日から9月30日までの期間において産業医による巡視は行われておらず、巡視を行った際の記録は作成していないためとしている。

(2) 法令の定めについて

ア 産業医について

「産業医」とは、労働安全衛生法第13条の規定により、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、労働安全衛生規則第14条第2項に規定する要件を備えた医師のうちから選任された者である。

その職務は、労働安全衛生規則第14条第1項の規定により、健康診断の実施、面接指導及び作業環境の維持管理その他の労働者の健康管理等を行うこととされている。

イ 作業場等の巡視について

産業医は、労働安全衛生規則第15条の規定により、少なくとも毎月1回、産業医が事業者から衛生管理者の巡視の結果等の提供を受けている場合であって事業者の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回、作業場等を巡視しなければならないとされている。

(3) 両校における産業医の巡視の必要性について

実施機関によれば、本件請求に係る令和3年4月1日から9月30日まで

の期間において、両校は常時50人以上の労働者を使用していたとのことである。このため、両校は、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の規定により、産業医を選任し、定められた回数の巡視を受ける義務があったものと認められる。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

本件請求に係る令和3年4月1日から9月30日までの期間において、群馬県内では、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が適用されるなど、新型コロナウイルス感染防止のために必要な措置を講じることとされていた。

(5) 産業医の巡視を行わなかった理由について

実施機関の説明によると、両高校においては産業医を設置し、巡視が必要であるとの認識があり、令和3年度より前の期間においては法令に定められた回数よりは少ないものの巡視を行い、その記録を作成していたとのことである。

そして、本件請求に係る令和3年4月1日から9月30日までの期間においても産業医を設置しており、これまで同様に巡視を行うことを計画していたことが認められる。このため、特に支障がなければ、これまでと同様に巡視を実施していたと考えられる。

実施機関は当該期間において、新型コロナウイルス感染症拡大のため群馬県において、まん延防止等重点措置が適用され、緊急事態宣言が発令されており、感染防止の観点から年度当初に行っている生徒の健康診断を10月まで延期せざるを得ず、健康診断実施時に合わせて行っている産業医の巡視も実施することができなかつた旨主張するが、当時の感染やその対策の状況を考慮すれば、当該説明は不合理とはいえない。

(6) 本件処分の妥当性について

以上のことから、産業医による巡視を行っていないために巡視に関する状況や結果が分かる公文書を作成していないとの実施機関の説明は不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、本件請求に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

3 付言

両校が産業医から定められた回数の巡視を受けていなかったことは労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づく義務に反するものである。同法は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とするものである。実施機関においては、法令上求められる義務を適切に履行し、職員の健康保持がなされるように努められたい。

4 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、本審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 4年 8月 29日	諮問
令和 4年 9月 7日 (第93回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 5年 2月 27日 (第94回 第二部会)	審議 (実施機関の口頭説明)
令和 5年 6月 12日 (第96回 第二部会)	審議
令和 5年 12月 6日	答申